積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工　事　設　計　書

事　業　年　度	令和 8年度		
設　計　年　月	令和　年　月		
予　算　科　目	款　　項　　目　　節		
工　事　場　所	京都市伏見区石田大山町　地内		
路線名又は河川名等			
工　　事　　名	フェンス設置工事（大津宇治線）		
工　　期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで		
事　業　課（所）名	道路建設室（道路建設担当）	単価使用年月	令和　年　月
工　事　番　号		歩掛適用年月	令和　年　月
変　更　回　数		基準適用年月	令和　年　月
主　　工　　種		単　価　地　区	
前　払　金　支　出		調　整　区　分	

京都市　建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	18.9
舗装工	m2	40	目隠しフェンス	m	17
目隠し門扉	基	1			

施 工 理 由

本工事は、道路事業予定地を適切に維持管理するため、フェンス設置等を行うものである。

			設計額		請負額	
			金額	増減額	金額	増減額
工　事　費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
内訳	工　事　価　格	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
	消費税相当額	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
支　給　品　費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	

京都市　建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年10月	
歩掛適用年月	2026年10月	
基準適用年月	2026年10月	
単価地区	2601：Ⅰ地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（２）	1.5
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（２）	1.2
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
防護柵工	防止柵工	目隠しフェンス	支柱柵高:1.8m,支柱間隔:2m	施工費	m	5,130	施工費	材料費は同細別内に別途計上
防護柵工	防止柵工	目隠し門扉	片開き門扉 H=1800×W=1000		基	113,200	材工共	
道路土工	残土処理工	残土等処分	土砂	処分費	m3	5,300	処分費	管理費区分T

設計内訳書（本01）

工事名	フェンス設置工事（大津宇治線）	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
舗装工		式	1				
作業土工		式	1				
掘削 小規模	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量:小規模(標準以外)	m3	7				単　1号(概)
舗装工		式	1				
下層路盤	路盤材種類:再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,仕上り厚:150mm	m2	40				単　2号(概)
表層	材料種類:再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m以上	m2	40				単　3号(概)
防護柵工		式	1				
防止柵工		式	1				
基礎 (フェンス用)	基礎:□500×750	基	9				単　4号
目隠しフェンス	支柱柵高:1.8m,支柱間隔:2m	m	17				単　5号
基礎 (門扉用)	基礎:□550×800	基	2				単　6号
目隠し門扉	片開き門扉 H=1800×W=1000	基	1				単　7号

設計内訳書（本01）

工事名	フェンス設置工事（大津宇治線）	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量) 小規模	土質:土砂	m3	7				単　8号(概)
埋戻し (参考数量) 小規模	土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	5				単　9号(概)
残土処理工		式	1				
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	9				単　10号(概)
残土等処分		m3	9				単　11号 管理費区分：T
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	1				単　12号(概)
舗装版切断	舗装版種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版, ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版厚:15cm以下	m	3				単　13号(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	1				単　14号(概)
殻処分	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	1				単　15号 管理費区分：T

設計内訳書（本01）

工事名	フェンス設置工事（大津宇治線）	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	14				単　16号
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 17.6%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	フェンス設置工事（大津宇治線）	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

京都市

１次単価表(概)

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　1号	掘削 小規模	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量:小規模(標準以外)	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 CB210100	土砂,上記以外(小規模),小規模(標準以外)	m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表(概)

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　2号	下層路盤	路盤材種類:再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,仕上り厚:150mm	単位	m2	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤(歩道部) CB410031	150mm,1層施工,再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,全ての費用	m2	1			
合計						
単価						円／m2

１次単価表(概)

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　3号	表層	材料種類:再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m以上	単位	m2	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
表層(歩道部) CB410261	1.4m以上,50mm,再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20),ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3,全ての費用	m2	1			
合計						
単価						円／m2

京都市

１次単価表

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　4号	基礎 (フェンス用)	基礎:□500×750	単位	基	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石 CB221110	7.5cmを超え12.5cm以下,再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ　40～0,全ての費用	m2	3.6			
ｺﾝｸﾘｰﾄ CB240010	小型構造物,人力打設,18-8-40(高炉),一般養生,無し,全ての費用	m3	1.9			
型枠 CB240210	一般型枠,小型構造物	m2	15			
合計						
単価						円／基

京都市

１次単価表

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　5号	目隠しフェンス	支柱柵高:1.8m,支柱間隔:2m	単位	m	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
金網柵 目隠しﾌｪﾝｽ　H=1800 Y002064000001		m	1			
施工費		m	1			
合計						
単価						円／m

京都市

１次単価表

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　6号	基礎 (門扉用)	基礎:□550×800	単位	基	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石 CB221110	7.5cmを超え12.5cm以下,再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ　40～0,全ての費用	m2	4.2			
ｺﾝｸﾘｰﾄ CB240010	小型構造物,人力打設,18-8-40(高炉),一般養生,無し,全ての費用	m3	2.4			
型枠 CB240210	一般型枠,小型構造物	m2	17.6			
合計						
単価						円／基

京都市

１次単価表

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　7号	目隠し門扉	片開き門扉 H=1800×W=1000	単位	基	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
門扉 1000×1800(片開) Y002065001001		基	1			材工共
合計						
単価						円／基

１次単価表(概)

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　8号	床掘り (参考数量) 小規模	土質:土砂	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り CB210030	土砂,上記以外(小規模),全ての費用	m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表(概)

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　9号	埋戻し (参考数量) 小規模	土質区分:土砂,土質:土砂	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し CB210410	上記以外(小規模),土砂,全ての費用	m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表(概)

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　10号	土砂等運搬	土質:土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬 CB210110	小規模,ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3,土砂(岩塊･玉石混り土含む),有り,4.5km以下	m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　11号	残土等処分		単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
残土等処分 CB210560		m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表(概)

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　12号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし WB824010	無筋構造物,機械施工,無し,無し,必要	m3	1			単　17号
合計						
単価						円／m3

１次単価表(概)

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　13号	舗装版切断	舗装版種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版,ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版厚:15cm以下	単位	m	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断 CB430510	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版,15cm以下,全ての費用	m	1			
合計						
単価						円／m

１次単価表(概)

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　14号	殻運搬	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬 CB227010	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし,機械積込,有り,23.2km以下,全ての費用	m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　15号	殻処分	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費(m3) WB020051		m3	1			単　18号
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　16号	交通誘導警備員	交通誘導警備員B	単位	人日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B WB010212		人日	1			単　19号
合計						
単価						円／人日

２次単価表

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　17号 WB824010	構造物とりこわし	無筋構造物,機械施工,無し,無し,必要	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物 昼間 機械施工 制約無 単価補正1.300(FP3)　Q001611001		m3	1			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／m3

２次単価表

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　18号 WB020051	処分費(m3)		単位	m3	単位数量	100	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 Co殻(無筋) Y007600000002		m3	100			
合計						
単価						円／m3

２次単価表

単価使用年月	2026.10
歩掛適用年月	2026.10
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　19号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B R0804		人	1			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／人日

京都市

特　記　仕　様　書（個別工事編）

工 事 名　フェンス設置工事（大津宇治線）
工事場所　京都市伏見区石田大山町　地内

1　一般事項

第１条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和８年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和８年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※　京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）

第２条（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」の実施）

1　本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」）であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html）に基づいて実施する。ただし、「月単位の週休２日」は必須である。

2　受注者は、契約後すみやかに、「完全週休２日（土日）」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。

3　「完全週休２日（土日）」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4　「月単位の週休２日」が未達成のもので、明らかに受注者側に「月単位の週休２日」に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定点を減ずる措置を行う場合がある。

5　受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

6　工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第３条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1　本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html）に基づいて実施する。

2　受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

３　建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第４条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

⑴　休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。

⑵　休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。

⑶　勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。

⑷　昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。

⑸　作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）

⑹　打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第５条（前払金）

前払金は、請負代金の４０％以内とし、中間前払金は、同様に２０％以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※　京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf）

2　現場条件に関する事項

第６条（施工時間）

標準的な作業時間帯は、昼間施工とする。ただし、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第７条（工事規制）

１　本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第１７条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	準幹線道路	１２月２０日～１月５日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第８条（交通誘導警備員）

１　交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・24時間の別	交替要員の有無
施工箇所	２名	交通誘導警備員B　２名	昼　間	無

3　監督職員の確認に関する事項

第９条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。

また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む)」との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料･製 品	備　考
プレキャストコンクリート製品 （JIS Ⅰ類、JIS Ⅱ類含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）
アスファルト合材 （排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種･種別等	細　別	材料・資材・製品
防止柵工	目隠しフェンス	目隠しﾌｪﾝｽ（H1800）
防止柵工	目隠し門扉	目隠し門扉（1800×1000(片開)）

第１０条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第１１条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細　別	確　認　項　目
防止柵工	基礎（フェンス用）	基礎の寸法、設置位置
防止柵工	基礎（門扉用）	基礎の寸法、設置位置

第１２条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項　目	確　認　方　法･目　的　等
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等を確認すること。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない)。

保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない。)。
その他	その他不測の事態により、監督職員による立会いが必要な場合は、速やかに連絡調整し、立会確認を受けること。

第１３条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているとおりとする。

第１４条（建設副産物の適正処理）

１　建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正令和７年３月 27 日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるＡ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票については、その原本を監督職員へ提示すること。

＜産業廃棄物＞

建設副産物	受入場所	備　　考
コンクリート塊（無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第６項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷 37 番ほか５筆	設計運搬距離 Ｌ＝18.7km

２　舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3　建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

＜建設発生土＞

建設副産物	受入場所	備　　考
建設発生土	（指定地処分）　近畿資材 京都府京都市山科区勧修寺南大日 31	設計運搬距離 Ｌ＝4.2km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

⑴　指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合

⑵　本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合

⑶　上記の⑴⑵以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

⑴　土壌分析結果証明書（計量法第１２２条第１項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））

⑵　⑴の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4　建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第５編及び公共物ＧＩＳに掲載している他の施設の中から積算上の２番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第５編及び公共物ＧＩＳに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4　その他事項

第１５条（工事書類の提出）

１　完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の４５日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の１４日前までに提出すること。

２　本工事の完成図（出来形図）については、正確に作成すること。

３　完成図書は、出来形測量に基づく設計値を表示するものとする。ただし、実測寸法が土木工事施工管理基準及び規格値の範囲内であれば設計寸法を記入し、範囲外の場合は実測寸法を記入するものとする。また、図面についてはＣＡＤによる製図とし、その他データと併せて電子媒体及び紙媒体により提出するものとする。なお、提出に際しては必ずウィルスチェックを行うこととする。

第１６条（情報共有システムの利用）

１　本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

　システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン　（令和８年８月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

２　利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

３　システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

４　システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

　なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第１７条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

１　目的

　本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い実施するものとする。

２　実施内容

（１）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア　受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ　遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の

選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４）成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

第１８条（その他事項）

1　本工事箇所は、車両及び歩行者の通行量が多いことから、下記事項について十分留意すること。

・路面仮復旧の状態を十分良好に保つよう留意し、必要に応じて適切な養生を行うこと。

・車両及び歩行者の通行に支障が生じないように、養生方法と規制方法を検討し、監督員と協議すること。

2　本工事は、本市が事業用地を買収、引渡し後に施工となるため、施工時期について、監督員と協議すること。

箇所図



1 / 2500

：本工事施工箇所